

第18期 第8回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年4月26日(金) 午後4時04分～午後5時06分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖 班 長: 宇地原 健

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 3番 比嘉 友明 委員

8. 付議すべき案件

報告第 37 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 38 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 39 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 40 号 現況証明願について

報告第 41 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 42 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第	43	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第	21	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	22	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	23	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	24	号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
議案第	25	号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 8 回総会を開催いたします。 (午後 4 時 04 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 2 番委員の上原啓一委員と第 3 番委員の比嘉友明委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 37 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 37 号「農地転用後利用状況の報告について」、6 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 37 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 38 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 38 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 38 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 39 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 39 号「転用許可に係

	る工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 39 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 40 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 40 号「現況証明願について」、9 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 40 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 41 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 41 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 41 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 42 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 42 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 42 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 43 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 13 ページから 14 ページをお開きください。

報告第 43 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、3 件ありました。内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 43 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に、議案審議に入ります。議案第 21 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをいたします。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 21 号について説明いたします。

議案書の 15 ページから 24 ページとなります。

では、議案書の 15 ページ及び 16 ページをお開き下さい。

議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、4 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字金良 178、227 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字金良 147 の 6、148 の 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字翁長 407 の 1、407 の 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 24 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字長堂 174 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、金城阿希乃委員 から報告をお願いします。

金城推進委員	それでは、令和6年4月16日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号1番から4番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。
議長	事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 議案第21号については、1件ずつ審議します。 初めに整理番号1番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号1番については、許可することに決定しました。 次に整理番号2番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号2番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号2番については、許可することに決定しました。 次に整理番号3番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号3番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号3番については、許可することに決定し

ました。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可することに決定しました。

次に、議案第 22 号について審議します。議案第 22 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 26 ページをご確認ください。議案第 22 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 27 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 503 の 8。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。こちらは現場確認の際、敷地の半分以上が砂利敷きとなっていたため、違反転用案件として始末書を受領しております。経緯は相続人の親が平成 17 年頃から許可を取らず、知り合いの建設業者に資材置場として貸していたようです。その後資材は撤去したが、砂利はそのままの状態になってしまったとの事でした。

申請にあたって、現地の調査結果については比嘉強委員から報告をお願いします。

4 番委員

それでは、令和 6 年 4 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番の申請地について、現場は既に砂利敷きがなされている部分があったため事務局に始末書を依頼し、受領したと説明がありました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 22 号について

審議します。

初めに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 23 号について審議します。議案第 23 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 32 ページをご確認ください。議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 33 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 503 の 4、10、13、14。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 37 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 867 の 4。転用目的はバスの駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 3 番につきまして 41 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字田頭 94 の 1。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 4 番につきまして 45 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 179-1 と 6。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

申請にあたって、現地の調査結果については比嘉強委員から報告をお願いします。

4 番委員

それでは、令和 6 年 4 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1～4 番の申請地について、現場は遊休状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。では議案第 23 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長	異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	確認ですけど、この 45 ページの図面。この土地は名嘉地の土地改良区域内で、農振農用地じゃないかなと思ったんですけど、白地ですか。
事務局	申請地が白地であることは確認しています。
8 番委員	こちらは土地改良区域じゃなかったのか、土地改良区域はもう除外されているんですか。
事務局	この上も白地になっています。
8 番委員	白地になっていますか。
事務局	はい。
8 番委員	了解です。
議長	他にいらっしゃいませんか。 質疑なしと認め、採決します。 整理番号 4 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に議案第 24 号について審議します。事務局より、議案の説明をお願いします。

それでは、議案第 24 号についてご説明いたします。

お手元の議案書の 49 ページから 63 ページとなります。今回の改正案が溶け込んでいるものは 50 ページからとなっており、現在の指針内容と改正案の新旧対照表が 55 ページからとなります。なお、改正内容は全国農業会議所が示している参考例を基にしております。

それでは、この「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会に関する法律第 7 条の規定に基づき、平成 29 年 11 月 28 日付、豊見城市公告第 87 号で制定され、令和 2 年 12 月に改正されたものです。

この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに見直しを行うこととなっており、昨年 10 月に農業委員及び推進委員の改選がございましたので、今回の改正案を提案しております。

なお、農業委員会に関する法律第 7 条第 2 項において、農業委員会は、最適化の推進に関する指針の策定、または変更するときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。となっておりますので、去る 4 月 16 日に最適化推進委員 4 名の方と、この指針の改正案について協議を行い、この内容で農業委員会の総会に諮ってよい旨の了解を得ております。

それでは、新旧対照表を基に説明をしてまいります。議案書の 55 ページをお開きください。左側が今回の改正案となっており、右側は現在の指針内容となっております。説明については主な改正内容を中心に説明していきたいと思っております。

まず、第 1 基本的な考え方について、6 行目から本市の現状に関する内容を記載しております。この指針策定時と比較し、豊崎地区の開発は落ち着きつつあると考え、人口の増加に伴う住宅地需要の増加。観光需要の回復に伴う転用件数の増加が見込まれるとして変更しております。

次に 16 行目からについては、地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用していく旨を追記しております。

次に 56 ページの 5 行目について、今回の改正案から PDCA サイクルの工程を繰り返すための評価方法が追記されていますので、その旨が追記されております。

次に 7 行目について、沖縄県及び豊見城市がそれぞれ策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、この指針は 10 年後の目標を示すものであることについて追記しております。

次に、13 行目について、通知等が見直されたため、名称等の変更となっております。

次に、第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法について、21 行目以降部分

は前回の改正内容に関するものですので、削除しております。

次に 57 ページの 7 行目にあります、遊休農地の解消目標についてご説明します。まず、管内の農地面積（A）について、前回の見直しの時から県の指導があり、国が実施している作物統計調査における耕地面積を基にしております。その耕地面積の 227ha に利用状況調査の結果、遊休農地と判定された 28.8ha を加えた 255.8ha が現状の農地面積となっています。

次に 14 行目の目標について、国の例としては 5 年後解消となっておりますが、現実的に実現困難と考えております。前回の指針と同じように 3 年後に 3 割の遊休農地を解消目標とし、最終的には令和 15 年度に全て解消することとしたいと考えております。この令和 15 年度の根拠としましては、市が令和 5 年度に改正しました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」というものがあります。56 ページの 7 行目の段にも記載されておりますが、この指針はその基本構想を踏まえて見直しており、基本構想では 10 年後の目標などを定めております。したがって、この基本構想に合わせて令和 15 年度までを目標としたいと考えております。

次に、58 ページ 4 行目（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、それぞれ文言の変更等をしております。

次に、59 ページ 5 行目について、今回新たに（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法として、遊休農地の割合により評価する旨を加えております。

次に、13 行目にあります「担い手への農地利用集積目標」について説明いたします。こちらは農林水産課が毎年、県に報告している「担い手の農地利用集積状況調査」を基に作成しております。現状については令和 4 年度に県に報告した内容となります。なお、先ほど説明しました、57 ページにあります遊休農地の解消目標の農地面積と農地利用集積目標の農地面積に差がありますが、基となっている作物統計調査における耕作面積には遊休農地が含まれていないため、57 ページの遊休農地の解消目標には耕地面積に遊休農地を加えた面積となっており、59 ページの農地面積には遊休農地が含まれていない数値となっております。

59 ページに戻って頂きまして、続いて 19 行目の担い手への農地利用集積目標の目標について、説明いたします。こちらは市が策定した基本構想において、令和 15 年度までに集積率を 56% にすることを目標としているため、同様に 15 年度までに 56% にすることを目標としております。

3 年後の目標については、目標達成までに集積する必要がある面積 58.7ha から単年の目標面積を 5.34ha と算出し、3 年後の目標面積として 84.4ha を算出しました。

次に、60 ページ 4 行目について「人・農地プラン」から「地域計画」に変わる

ため、その名称及び内容を変更しております。

次に 22 行目について、法改正に伴い、所有者不明農地に係る手続き方法が見直されたことによる変更となります。

次に、61 ページ 1 行目 (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法について、農地の集積率により評価する旨を加えております。

次に 9 行目にあります新規参入の促進目標について説明いたします。これまで人数、面積を累積していく表となっていましたが、今後も指針の見直しをするたびに数字が増え、これまでとの比較が難しくなってくると考え、過去 3 年度分の実績を値にしたいと考えております。なお、目標とした数値は令和 4 年度と 5 年度の平均値を単年度の目標値とし、1 件あたり 0.3ha の面積として算出しております。

次に、62 ページ 18 行目 (3) 新規参入の促進の評価方法について、新規参入者の数により評価する旨を加えております。

最後に、63 ページ 1 行目 第 3「地域計画」の目標を達成するための役割を加えております。

以上で、議案第 24 号について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは議案第 24 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

議長

はい。金城委員。

8 番委員

確認ですけど、先ほどの議案説明で、改正については最適化推進員と一緒にやって修正したということですか。

事務局

全国農業会議所が作成した様式があるので、それを基に事務局で作成し、それを今回の総会と同じような形で推進員に概要を説明しました。

8 番委員

今回は法律に基づいて、農業委員の意見を聞くということですか。

事務局

はい。

8 番委員

51 ページ。具体的な目標、推進方法ってあって、ここで遊休農地を 3 割減らし

	ていくとあるじゃないですか。この目標設定の考え方。そこに現況では、遊休農地の解消がなかなか進まず、増加している状況となっているとありますが、これは令和４年度末の話だよね。
事務局	はい、そうです。
８番委員	そこで、令和８年３月までに遊休農地の３割解消達成を目標となっている、年度毎では令和５年度、つまり５年度終わったじゃないですか。２．８ヘクタール減った？
事務局	実際は増えていました。
８番委員	結果として増えたなら、変えれば良いんじゃないか。実績を入れたら他の年度を調整すれば良いと思うが、ここがどうして実績じゃないのかと疑問に思った。
事務局	では、こちら実績値に修正いたします。
８番委員	何か不都合がある。
事務局	特に不都合はありません。
議長	一旦、休憩します。
	休憩 午後４時４５分 再開 午後４時５８分
議長	再会します。まだ質疑ありますでしょうか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第２４号については 一部、意見のあった箇所を修正し改正することにご意見ございませんでしょうか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、議案第２４号については一部修正して改正することにいたします。 次に議案第２５号について、審議します。事務局より、議案の説明をお願いし

ます。

それでは、議案第 25 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

お手元の議案書の 64 ページから 67 ページとなります。

この最適化活動の目標の設定等については、令和 4 年 2 月 2 日付けの農林水産省経営局長通知に基づき、毎年度、4 月末までに目標を設定し、公表することとなっております。

それでは議案書の 65 ページをお開きください。

1 農業委員会の現在の体制について、今回、農業委員と推進委員の改選がありましたので、改選後の内容となっております。

次に、2 農家・農地等の概要について、表が 4 つに分かれておりますが、左の総農家数などの表と中央の基幹的農業従事者数の表は、2020 年農林業センサスから引用しております。続いて、右の表について、認定農業者から認定新規就農者までについては、農林水産課が毎年度、県に報告している「担い手の農地利用集積状況調査」から引用しています。農業参入法人については、現在農地所有適格法人として申請のある法人及び解除条件付契約で借りている法人数を掲載しております。下の表については、国が実施している作物統計調査から引用しています。

続いて、66 ページをご覧ください。

こちらから「最適化活動の目標」となります。(1) 農地の集積①現状及び課題として、農地面積 224ha に対して集積面積が 68.8ha、集積率は 30.7%となっております。こちらの集積面積については、農林水産課が毎年度、県に報告している担い手の農地利用集積状況調査から引用しています。令和 4 年度は農地面積 227ha に対して集積面積 62.6ha、集積率 27.6%だったことから、集積面積が 6.2ha 増加し、集積率が 3.1 ポイント上昇しております。しかし、担い手農家へのマッチングが上手くできていないため、農地集積が進んでいない状況にあります。

次に②目標について、先ほどの指針改定の際に出てきました豊見城市の基本構想から、令和 15 年度までに 56%とすることとしています。先ほどの指針改定の時に定めた担い手への農地利用集積目標から、単年度の集積面積を 5.34ha として計算すると、令和 6 年度は 79.1ha 集積することとなります。現状として 68.8ha の集積面積のため、今年度の新規集積面積は 10.3ha としております。続いて、(2) 遊休農地の解消について、①現状及び課題の現状について、令和 5 年度利用状況調査の結果となります。令和 4 年度は遊休農地面積 28.8ha のため、1.6ha の増となっております。

②目標の緑区分については、遊休農地の 5 分の 1 を記入することとなっていますので、6.1ha としています。

次に新規発生遊休農地については、14.4ha となっており、令和 4 年度の 5.7ha と比較し、8.7ha 増となります。

今回の新規発生地の内訳から、農振農用地で 1.2ha から 8.3ha になり 7.1ha の増、白地で 4.3ha から 4.4ha となり 0.1ha 増、市街化区域で 0.2ha から 1.7ha となり 1.5ha 増となっているため、主に農振農用地で新規発生しております。続いて、(3) 新規参入の促進について、現状として令和 5 年度が 16 経営体と数は増えていますが、下限面積の撤廃により少規模面積で始めることが可能となったこともあり、面積は 0.2ha 減少しておりますが目標は達成しております。目標については過去 3 年間の平均の 1 割以上となっておりますので、5.2ha の 1 割である 0.5ha としております。

続いて、2 最適化活動の活動目標について、前年度とほぼ同様となっております。異なる点としては、(3) 新規参入相談会への参加目標の開催時期等が未定としておりましたが、沖縄県振興公社が例年 7 月頃に中央公民館で開催しているとのことでしたので、その内容を記載しております。例年、農林水産課職員のみで参加しているとのことでしたので、今年度は農業委員会からも 1 名参加することを目標としております。

以上で、議案第 25 号について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました それでは議案第 25 号について委員の質疑を許します 質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 25 号については事務局の説明のとおり設定することにご意見ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 25 号は事務局の説明のとおり設定することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 6 年 4 月 26 日（金）

午後 5 時 06 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子

2 番委員

上原 啓一

3 番委員

比佐 友明